

## 第二浄化センタースポーツ広場管理運営業務仕様書

### 第1 業務内容

指定管理者の行う業務は、有料運動施設の受付等を含むスポーツ広場全体の運営業務及び施設・広場敷地の点検、整備、清掃等の維持管理業務です。

### 第2 管理施設の名称及び範囲

#### (1) 施設名

奈良県第二浄化センタースポーツ広場

#### (2) 所在地

北葛城郡広陵町萱野100-1

#### (3) 面積

81,864 m<sup>2</sup>

#### (4) 指定管理者に管理を行わせる施設

##### ア. ファミリープール 8,700.00 m<sup>2</sup>

###### ・流水プール

水面積 610 m<sup>2</sup> 水深 1.0 m

(スライダー：2レーン 長さ75.7 m、83.4 m)

###### ・ちびっこ、ベビープール

ちびっこプール部 水面積 154 m<sup>2</sup> 水深 0.6 m

ベビープール部 水面積 113 m<sup>2</sup> 水深 0.3 m

###### ・2.5 mプール

水面積 325 m<sup>2</sup> 水深 1.1 m

###### ・管理棟

木造平屋建 延床面積347.77 m<sup>2</sup>

管理室、監視員室、医務室、ロッカー室(男女)、身障者トイレ、倉庫

###### ・売店棟

木造平屋建 延床面積77.66 m<sup>2</sup>

###### ・屋外トイレ 延床面積42.82 m<sup>2</sup>

###### ・機械室他

機械棟 延床面積59.90 m<sup>2</sup>

機械室(スライダー) 延床面積22.80 m<sup>2</sup>

###### ・倉庫 延床面積23.50 m<sup>2</sup>

##### イ. 運動場(2面) 27,300.00 m<sup>2</sup>

・ダッグアウト(4棟) 延床面積89.60 m<sup>2</sup> (22.4 m<sup>2</sup>/棟)

・バックネット(2箇所) 高さ 10 m 長さ 28 m

・防球ネット(4箇所) 高さ 8 m 長さ33 m

・休憩所(2箇所) 延床面積31.90 m<sup>2</sup>

・屋外トイレ 延床面積29.16 m<sup>2</sup>

・倉庫 延床面積28.22 m<sup>2</sup>

- ウ. テニスコート（４面） 4, 000. 00㎡  
（平成29年度の冬期に現状のクレートコートからオムニコートへ改修予定）  
・更衣室棟 延床面積15. 29㎡
- エ. 多目的広場 3, 200. 00㎡
- オ. 冒険広場（遊具10基） 11, 400. 00㎡
- カ. 駐車場（約600台収容） 16, 800. 00㎡
- キ. その他（植栽、園路部分等） 10, 464. 00㎡  
（自転車道4, 652. 5㎡は除く）

(5) 有料施設

- ア. ファミリープール
- イ. 運動場
- ウ. テニスコート

**第3 維持管理、運營業務**

レクリエーションなど施設が持つ様々な機能を十分に発揮させ、指定管理者の創意工夫により、県民が施設を利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

(1) 広場敷地及び施設の運営について

ア. 管理体制の整備

- (1) 指定管理期間中（以下「期間中」という。）の管理体制は、管理責任者と管理要員を常時配置すること。
- (2) 管理責任者は、やむを得ない事由を除き、期間中は変更を行わない配慮を求めます。
- (3) 管理責任者は、県との協議及び利用者への対応等を担い、関与する全ての従事者に対するマネージメントを総括して、安全な管理及び運営にあたらなければならない。
- (4) ファミリープールの運営管理にあたっては、期間中の体制に加え、専門の管理責任者1名を配置すること。
- (5) ファミリープール管理責任者は、安全監視等プール利用者の安全確保を総括し、施設の運転管理及び現場の美化業務等を担当するほか、施設の維持並びに流水装置、ポンプ、濾過装置等の機械、電気設備及びプールの水質管理に関する知識等プールにおける安全で衛生的な管理及び運営に関する知識を持つ職員であること。なお、専門的な業務を再委託する場合は、毎年度提出する年間業務計画書に明記すること。

イ. 拾得物・残置物の処理

- (1) 拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署（香芝警察署）に届けること。
- (2) 広場内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。  
廃棄したものがどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後処分すること。

ウ. 管理報告書

一日の業務内容（入場者数、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運

営等) や県民対応など特記事項を記した日報等を作成すること。

#### エ. 帳簿等の作成

使用料金の出納簿、その他経理にかかる帳簿類を作成、保管しておくこと。  
詳細については協定書締結時に示します。

#### オ. 保険の加入

現在の保険加入状況は以下のとおりです。

損害保険ジャパン日本興亜保険株式会社 賠償責任保険

対人：1事故3億円 対物：1事故3億万円

#### カ. 利用の妨げについて

ホームレスが起居の場所として使用する等、一般の施設利用者の適正な利用が妨げられている場合は、県に報告し必要な措置をとること。

#### キ. 施設の広報活動に関する業務

施設の周知及び新規利用者の誘客並びにリピーターの増加に向けた適切、効果的な広報・宣伝事業を積極的に実施してください。

特に、スポーツクラブ等地域で活動する団体への周知や特に平日利用の促進を進めるための適切、効果的な広報活動を実施してください。なお、広報活動は収益を求めるものではないため、下記自主事業とは明確に区分し、事前に県と協議し、毎年度提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施しなければなりません。

#### ク.パンフレット(リーフレット)の作成についての注意

パンフレットには、問い合わせ先として指定管理者名及び連絡先を記入すること。

#### ケ.案内看板等

案内看板等に指定管理者名、連絡先を書き込むこと。

#### コ.緊急対応体制の確立

- (1) 事故や災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。
- (2) 緊急対応体制表を作成し、誰もがわかるように管理事務所等に掲示すること。
- (3) 事故が発生した場合には、被害者の救済、保護などの応急措置を講じる他、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- (4) 重大な事故については、直ちに書面で県に報告し指示を受けること。

#### サ.注意報、警報等が発令された場合等の災害対応

- (1) 荒天が予想される場合には、事前に備品の固定・収納を行うこと。
- (2) 荒天後は施設内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに奈良県に報告を行うとともに二次災害を引き起こさないよう応急措置を行うこと。
- (3) 大雨・強風等警報発令時には施設の利用を中止させるとともに、閉場の措置をとること。
- (4) 光化学スモッグ注意報以上が発令された場合は園内アナウンス放送により、施設利用者にその旨を知らせるとともに、直射日光を避けて休息するよう誘導すること。なお、光化学スモッグに関する情報は県から指定管理者に提供します。

#### シ.火災予防、警備対策等

- (1) 常に消火器の点検を行い、その使用操作に習熟し、不時の火災に備えること。
- (2) 火災発生時には利用者の避難誘導を行い安全を確保し、関係機関に通報、応急措置をとるとともに奈良県へ報告を行うこと。
- (3) 管理事務所、ファミリープール(開場期間中)等の重要施設については、夜

間警備を実施すること。

#### ス. 震災初動体制

広陵町で震度4以上を観測した場合、管理している施設の被害状況を緊急に調査し、県に報告すること。施設の応急復旧については、県と連絡を密にし、その指示に従うこと。

#### セ. 身体障害者補助犬の扱い

身体障害者が利用する場合において、原則として身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。（但し、ファミリープールは除く）

#### ソ. 自主事業の実施に関する業務

自主事業の実施については、第二浄化センタースポーツ広場の設置目的の範囲内において自主事業を実施できます。

(1) 自主事業の実施については、第二浄化センタースポーツ広場本来の目的、機能を損なわないように注意し、事前に実施内容について県と協議し、毎年度提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施すること。

年間業務事業計画書において提案された自主事業であっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。

(2) 県と協議し、合意を得た上で年間業務事業計画書に記載した自主事業については行政財産使用許可を得る必要がないものとします。

(3) 自主事業は、実施により収入が伴うものであり、その実施は指定管理者の責任と費用（自主事業に係る費用は委託料及び利用料収入を充てることはできない。）で行い、収入は指定管理者が収受できるものとする。

(4) 自主事業として認められないものは、奈良県第二浄化センタースポーツ広場管理規則第5条に規定する行為のほか、直接施設利用者の利便性の向上につながらない事業又は単に他の者に場所を提供する類の事業（再委託する場合は除きます。）並びに公の施設としてふさわしくない事業です。

(5) 実施にあたっては、関係法令、衛生基準を守ること。食中毒等の事故発生の際は保健所へ連絡するとともに、責任は指定管理者が負うものとする。

	キ. 広報活動	ソ. 自主事業
収益性	なし	あり
目的の範囲内	可	可
目的の範囲外	不可	限定的に認められる(許可制)

## (2) 有料施設の維持管理、運営について

### ア. 開場時間及び開場期間

#### (1) テニスコート

午 前	午 後	全 日
午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで

但し、夏期（6月16日～8月15日）は、午後5時から午後7時まで時間を延長し、1時間単位で使用を認めています。

- ・ 開場期間 12月28日から1月4日までの期間を除き開場。

参考 現指定管理者による運営状況（平成28年度）

午 前	午 後	全 日
午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで

夏期（6月16日～8月15日）は、午後5時から午後7時まで時間を延長。1時間単位で使用を承認。

・開場期間 12月28日から1月4日までの期間を除き開場

※…1月5日から3月19日までの冬季期間の午前は事前予約不可（当日予約は可。コンディションにより判断）。

## (2) 運動場

午 前	午 後	全 日
午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで

但し、夏期（6月16日～8月15日）は、午後5時から午後7時まで時間を延長し、1時間単位で使用を認めています。

・開場期間 12月28日から1月4日までの期間を除き開場。

参考 現指定管理者による運営状況（平成28年度）

午 前	午 後	全 日
午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで

夏期（6月16日～8月15日）は、午後5時から午後7時まで時間を延長。1時間単位で使用を承認。

・開場期間 12月28日から1月4日までの期間を除き開場。

## (3) ファミリープール

・開場期間、開場時間

7月1日～8月31日までの午前9時から午後5時まで

参考 現指定管理者による運営状況（平成28年度）

・開場期間 7月16日～8月31日

※…開場期間は知事が承認

## イ. 共通事項

上記開場期間以外に、スポーツ広場の利用促進を図るため、施設を開場する場合は、指定申請時に提案してください。なお、指定管理業務開始後にさらに提案がある場合は、県と協議してください。また、上記の有料施設を雨天等のコンディション、施設の安全性を確保するために緊急に閉場の必要が生じた場合は閉場することができます。その時には県に報告してください。

## ウ. 予約・受付業務及び使用上の注意事項

(1) テニスコート

(ア) 使用の予約

● 予約受付開始日

・ 使用日の属する月の前月の初日、午前9時から

- ・ 募集要項に記載のとおり「施設予約システム」を利用してください。なお、「施設予約システム」を使用しない利用者のために、電話予約や窓口来所による予約等の方法も適正に受け付けてください。
- ・ 土曜日・日曜日・祝祭日は競合する場合がありますので、その場合は抽選となります。
- ・ 予約受付開始日については、県と協議して、変更することができません。

● 使用許可

テニスコートの使用の予約が決定した者が、使用当日「スポーツ広場使用申込書」を提出することで使用を許可したこととなります。

参考 現指定管理者による1面の利用料金（平成28年度）

（ ）内は条例で定められた上限

単位：円

午 前 9時～12時	午 後 13時～17時	全 日 9時～17時	夏期17時以降 17時～19時
1,100 (1,130)	1,400 (1,440)	2,450 (2,460)	1時間につき370 (1時間につき370)

（夏期は、6月16日から8月15日まで）

※平成29年度の冬期に現状のクレアコートからオムニコートへの改修を予定しており、平成30年4月1日以降の条例で定める1面の利用料金の上限は1時間あたり550円となります。

● 予約のキャンセル

- ・ 土曜日・日曜日・祝祭日使用予約のキャンセルは、1週間前までの連絡となります。
- ・ 平日の使用予約日のキャンセルは、前々日までの連絡となります。
- ・ 無断及び当日キャンセルの場合は、今後の使用を断る場合があります。

● 利用料金の減免

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例第9条の規定に基づき利用料金を減免することができます。

障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いが定められており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が提示された場合、ファミリープールは、障害者本人と介助者1名を無料、運動場、テニスコートは、障害者が概ね1/2以上を占める場合や、「県有施設減免利用登録団体」登録証が提示された場合、利用料金を1/2に減免する必要があります。

● 優先予約について

テニスコートの予約については、全国、県、市町村レベルの公共的団体等が主催する競技会等について、優先的に予約を受け付けることができます。

(2) 運動場

(7) 使用の予約

- 予約受付開始日
  - ・ 使用日の属する月の2ヶ月前の5日、午前9時から
  - ・ 募集要項に記載のとおり「施設予約システム」を利用してください。なお、「施設予約システム」を使用しない利用者のために、電話予約や窓口来所による予約等の方法も適正に受け付けてください。
  - ・ 土曜日・日曜日・祝祭日は競合する場合がありますので、その場合は抽選となります。
  - ・ 予約受付開始日については、奈良県と協議して、変更することができます。
- 使用許可
 

運動場の使用の予約が決定した者が、使用当日「スポーツ広場使用申込書」を提出することで使用を許可したものとします。

参考 現指定管理者による利用料金（平成28年度）

（ ）内は条例で定められた上限

単位：円

	午 前	午 後	全 日	夏期17時以降
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	17時～19時
半面	1,700 (1,740)	2,550 (2,570)	4,100 (4,110)	1時間につき600 (1時間につき610)
全面	3,050 (3,080)	4,600 (4,620)	7,400 (7,400)	1時間につき1,100 (1時間につき1,130)

（夏期は、6月16日から8月15日まで）

※安全対策として、運動場南面を硬式野球で使用する場合は、利用者がバッティングゲージを使用するなど「テニスコート等へのボール飛び出し防止策」を行った場合のみ使用を許可しています。

- 予約のキャンセル
  - ・ 使用予約日の前々日までの連絡となります。
  - ・ 無断キャンセルの場合、今後の予約及び使用を断る場合があります。
- 利用料金の減免
 

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例第9条の規定に基づき利用料金を減免することができます。
- 優先予約について
 

運動場の予約については、全国、県、市町村レベルの公共的団体等が主催する競技会等について、優先的に予約を受け付けることができます。

(3) ファミリープール

- 使用料金の徴収
 

切符売り場で入場券を購入してもらい改札員に券を示して入場してもらいます。

参考 現指定管理者による利用料金（平成28年度）

（ ）内は条例で定められた上限

単位：円

種 別	使用料金
小 人	一人一回につき 420円 (430円)

大人	一人一回につき 850円 (870円)
----	---------------------

注：① 「小人」とは、学齢に達しない者並びに小学校及びこれに準ずる学校の児童をいい、「大人」とは、小人以外の者をいいます。

② 4歳未満の者が使用する場合の使用は、無料としています。

③ 20人以上の団体で使用する場合の使用料金は、この表に定める額の100分の90に相当する額としています。

③ ロッカー使用料金は一回につき100円です。

● 利用料金の減免

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例第9条の規定に基づき利用料金を減免することができます。

エ 維持管理、運営業務（維持管理基本水準書参照）

施設利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく第二浄化センタースポーツ広場を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持管理して下さい。

(1) テニスコート

- ・ 日常的に、開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検、清掃を行うこと。
- ・ 指定管理者は、テニスコート使用終了後、利用者に対してコートのブラシかけ、コート内の清掃、ネット下げ、用具の整理等を行うよう指導すること。
- ・ 定期的に行う業務として、排水施設の泥上げ、コート整備（人工芝補充用砂散布等）、除草、樹木管理その他施設の保守管理等を行うこと。
- ・ 日常的に閉場後に行う業務として、不陸整正、ライン張り、コート整備等を実施すること。

(2) 運動場

- ・ 日常的に開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検及び清掃、整地等を行うこと。
- ・ 日常的に閉場後に行う業務として、不陸整正、排水施設の泥上げ、整地及び転圧等を行うこと。
- ・ 指定管理者は、運動場南面について硬式野球で使用される場合は、利用者がバッティングゲージを使用するなど「テニスコート等へのボール飛び出し防止策」を行うよう指導すること。
- ・ 指定管理者は、運動場使用終了後、利用者に対して運動場の整備、清掃、用具の整理等を行うよう指導すること。
- ・ 随時行う業務として、除草、樹木管理、道具の手入れ、その他施設の保守管理等を行うこと。

(3) ファミリープール

ファミリープールの管理運営にあたっては、第3維持管理、運営業務（1）に記載するプールの管理責任者とともに、看護師、入場券販売員、遊泳監視員、警備員（混雑時の交通整理含む）、清掃員等を配置すること。特に遊泳監視員については、水難事故等を未然に防止できる体制を組み、必要な人員を確保すること。

参考 現行のプール期間中の1日当たりの人員配置（平成28年度）  
管理責任者1名、技術職員1名、入場券販売員3名～4名  
遊泳監視員7～15名、交通整理員1～3名  
看護師1名

また、「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省・国土交通省）、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）及び「奈良県遊泳用プール衛生管理指導要綱」（平成26年4月 奈良県くらし創造部消費・生活安全課）を遵守すること。

#### ● 開場準備

- ・ 運営上必要な消耗品及び薬品等物品の購入
- ・ 開場に向けたプール関係施設、プール本体及びプールサイドの清掃・点検並びにテントの設置、マット敷き等
- ・ 濾過器、起流装置及びポンプ等の電気、機械設備の点検及び試運転
- ・ スライダーについては、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査と点検を実施し、プール開催前その結果を県に報告すること。
- ・ 入場受付業務  
泥酔者等の遊泳に適さない者の入場、遊泳を断るとともに、小学校3年生以下の児童及び未就学の幼児で、保護者が付き添っていない者は入場させないこと。
- ・ 利用者が快適、安全に遊泳できるように事故防止対策及び遊泳監視、場内巡視（更衣室、ロッカー室の盗難防止を含む）、利用者案内、利用者指導、トイレ、プール、プールサイド等の日常点検、清掃を行う。なお、遊泳監視については流水プール（スライダー及び着水部含む）4箇所、ちびっこ・ベビープール1箇所、25mプール2箇所ですべて常時監視を行うことが基本となっていますが、繁忙期には適宜増員しなければなりません。
- ・ 遊泳監視に従事する者は、水難救助法（普通救命講習）の訓練を受けた者とする。
- ・ 濾過器、起流装置、ポンプ等給水設備の運転・調整、薬品注入、プール内施設の衛生管理を行うこと。
- ・ 検査機器による日常的水質検査と定期検査の実施による水質保全管理（プール底の藻の発生の防止と除去）を行うこと。
- ・ 利用者や近隣住民からの意見や苦情等に対応すること。
- ・ 災害対応  
台風等荒天時における警戒配備体制の設置及び被害状況報告と応急措置を行うこと。
- ・ プール施設内建築物や設備（プール本体、濾過器、起流装置、ポンプ等給水設備等）の異常の発見と一時的処置及び県への報告
- ・ 遊泳者の休憩等  
プール開場時間内において、定期的に休憩時間を設け、利用者の安全を図ること。
- ・ 救急医療体制  
水難事故、急病人、けが人等の発生に備えて、看護師を常駐させるこ

と。また、必要に応じて応急処置を実施し、救急車の要請を行う等、患者の健康、安全に万全を期すること。

- ・ 周辺の交通整理と駐車場  
土曜日、日曜日及びお盆の時期は、特に利用者が多く、道路が混雑することが予想されるので、交通整理員を配置して、交通事故防止に努め、駐車場の適切な運営を図ること。
- ・ 閉場時の対応及び閉場期間の管理  
利用期間終了後、直ちにテント、監視台、マット、その他管理機器等を所定の場所に収納する。休業期間中も管理事務所、トイレ等の建築物、プール本体及びプールサイド並びに濾過器、起流装置等の機械設備、電気設備及び給水設備等の定期点検・整備を行い次期に向けて適切に管理すること。
- ・ 受水槽の点検及び清掃  
水道法により、年1回の点検及び清掃を実施すること。

(4) その他広場敷地、施設等

有料施設及び付帯施設を除く広場敷地、施設等については、次の業務を行うこと。

- 多目的広場
  - ・ 指定管理者は、多目的広場使用終了後、利用者に対して多目的広場の清掃、整地等を行うよう指導すること。
  - ・ 定期的に行う業務として、多目的広場整備、草刈り、樹木管理等を行うこと。
- 冒険広場
  - ・ 指定管理者は日常的に遊具の点検を実施し、安全管理を徹底すること。
  - ・ 遊具の故障等により、利用者に危険がおよぶと判断した場合は、速やかに、該当遊具の使用停止措置をとり、修繕を行うこと。
  - ・ 同エリアは幼児、児童の利用が多いため、植栽等についても日常的に手入れを行うこと。
- 園路及び芝生広場
  - ・ 落葉時期は、園路や周辺施設を中心に日常的に清掃を行うこと。
  - ・ 日常的に広場敷地及び施設の巡視点検、清掃（ゴミ拾い等）を行うこと。
  - ・ 芝生広場の芝刈りを実施し、常に良好な状態を保つこと。
- 植栽及び植栽地
  - ・ 除草等を随時行うこと。
  - ・ 高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないよう除去すること。
  - ・ 特殊樹木（藤棚）については適宜剪定を行うこと。
  - ・ 低木等の樹木の刈り込みを適期に行うこと。
  - ・ 本施設は第二浄化センターの環境保全を目的の一つとしているため、広場施設の外周部の植栽等の剪定、除草を行い、常に良好な状態を保つこと。
  - ・ 植栽における病虫害の発生状況の点検及び初期防除を行うこと。やむを得ず農薬を散布する場合には、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
  - ・ 枯損植物、枯れ枝及び支障枝は除去すること。

● その他

- ・ 照明灯の不点灯及び電気機械施設の故障等については、修繕を行うこと。
- ・ 各種サイン及び案内板などの板面清掃を定期的に行うこと。
- ・ トイレ棟については、日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行うこと。
- ・ ベンチ、テーブル及び手すりの清掃を随時行うこと。
- ・ 側溝及び排水桝等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
- ・ 建築物の屋根及び樋等の清掃を行うこと。

(5) その他共通事項

● 施設小破修繕

- ・ 広場施設は、正常に保持し、適正な利用に供するように日常的な保守点検を行い、必要に応じて部品の交換や施設の補修・修繕を行うこと。
- ・ 修繕に関しては原則として事前に県と協議し、年度毎に提出する年間業務計画書に概要を記載した上で実施しなければなりません。
- ・ 日常的な管理で必要となる消耗品の購入や、部品の交換、修繕等、一件あたり103万円以下の施設の修繕は、指定管理者の負担とします。

● ゴミの分別収集処分

広場内から発生したゴミは、一般ゴミ（可燃ゴミ）、資源ゴミ（びん、缶、ペットボトル等）等指定された区分に分別収集し、処理業者に回収、処理を委託する等、適切な処理を行うこと。

● 用地の保全

広場外周の境界杭（第二浄化センター処理用地等）や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は随時奈良県に報告すること。

● 管理機器及び用具等

「第二浄化センタースポーツ広場物品調書」に掲載している管理等に要する機器及び用具については、県が貸与する。

貸与する備品については、破損、滅失のないよう適正に管理すること。

指定管理者が指定管理料により備品を購入した場合、備品は県に属するものとする。

平成29年度の冬期に現状のクレアコートからオムニコートへの改修予定しているため、オムニコートを適正に維持管理するために必要となる用具等については、指定管理者が指定管理料により購入するものとする。

指定管理者は、指定管理期間当初から存在した備品と期間中に購入等を行った備品を区分して管理し、後者については、県の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものを明確に区別し、物品の分類基準に従い管理する。その上で、当初から存在した備品及び当初から存在した備品の更新を行ったものについては、確実に次期の指定管理者に引き継ぐこととし、指定管理者の負担において新たに購入等を行うものについては、事前に県と指定管理者の協議により定めることとする。

なお、業務運営上必要な事務用具類で下記物品調書に記載されていないものについては、指定管理者が準備すること。

第二浄化センタースポーツ広場物品調書（県が貸与するもの）

品名	規格	数量	取得年月日
片袖机		4	S60. 4. 1
事務用椅子	ウチダT-3	3	S60. 4. 1
片袖机		1	S60. 6. 30
保管庫	ウチダ3×3	2	S63. 4. 1
コインロッカー		62	S63. 6. 16
コインロッカー		4	S63. 7. 19
担架	1号B型 2ツ折	1	S63. 6. 20
会議用机		1	S63. 6. 30
プール監視台	エベニューPF-054スチール	5	S63. 6. 30
長机	コクヨSO-TS6	2	S63. 6. 30
洗濯機	ナショナルNA-F45Y6	1	S63. 6. 30
ポット	ナショナルNC-MU301	1	S63. 6. 30
回診車	ウチダ353-0051	1	S63. 6. 30
パイプ椅子	オカムラ8151ZZ	12	S63. 6. 30
事務用椅子	ウチダT-3	2	S63. 6. 30
事務用椅子	ウチダ331-8030	3	S63. 6. 30
更衣ロッカー	ウチダ302-3203	2	S63. 6. 30
更衣ロッカー	ウチダ302-3206	2	S63. 6. 30
更衣ロッカー	ウチダ302-3202	1	S63. 6. 30
平机	ウチダ312-0105	1	S63. 6. 30
金庫	ウチダ303-0240	1	S63. 6. 30
薬品保管庫	ウチダ353-0031	1	S63. 6. 30
冷蔵庫	シャープSJ-14B	1	S63. 6. 30
スツール	ウチダ386-4036	9	S63. 7. 1
病院用ベッド	ウチダ353-5224-5832	1	S63. 7. 1
手洗台	ウチダ353-0132	1	S63. 7. 1
掃除用ロッカー	ウチダ302-7013、7036	2	S63. 7. 1
保管庫	ウチダ300-0740	1	S63. 7. 1
水屋	ウチダ318-0260	1	S63. 7. 1
屋外スモーキングスタンド		15	S63. 7. 12
石油ストーブ		1	S63. 12. 1
硬貨計算機	東芝KSW-57F	1	H1. 1. 31
プール底掃除機	CR型グローリ	1	H2. 6. 20
プール底掃除機		1	
プールクリーナー		1	H16. 6. 30
トランポリン		1	H21. 6. 18
トランポリンセーフティマット		2	H21. 8. 20
トランポリンショートマット		2	H21. 8. 20
電気ポット	象印マホービンCD-XA30C型	1	H23. 3. 17
2連はしご 6m	アルインコJXV-60D	1	H23. 1. 11
時計	セイコー	1	H23. 6. 20
エンジンプロア	日立工機 RB24EAP	1	H24. 9. 28
バッテリー背負動噴	MSB151-A	1	H24. 10. 17
プール監視台		4	H24. 12. 27
長机		4	H24. 12. 27
冷蔵庫	シャープ SJ-14G	1	H24. 12. 27

パイプ椅子		10	H24. 12. 27
ウォータークーラー	三菱電機 WL-182H	1	H24. 12. 27
ポンプ	丸山 GKP251	1	H25. 2. 15
ローリータンク	サミット樹脂 500L	1	H25. 3. 11
コンプレッサー	アネスト岩田 FX401	1	H25. 7. 7
刈払機	YF260MT	1	H25. 8. 6
発電機	YAMAHA EF9HIS	1	H25. 10. 23
コンプレッサー	アネスト岩田 FX401	1	H26. 7. 22
草刈機	オートモア	1	H26. 10. 31
高圧洗浄機	RYOBI AJP-1700V	1	H27. 5. 19
ミカプロートコンバクター	MVC-40GB	1	H27. 5. 21
エンジンヘッドトリマー	日立工機 CH22EBP	1	H27. 5. 26
インクジェット複合機	MFC-J6970CDW	1	H27. 8. 5

主な第二浄化センタースポーツ広場修繕実績一覧表

年度	修繕設備名	修繕内容	修繕額
H18	プール	スライダーポンプ1号・2号	357,000
	プール	スライダーポンプ2基ケーシング	468,300
	プール	プールろ過機(25m・子供用・流水用)	892,500
	管理事務所前	水道バルブ	50,190
H19	プール	スライダーポンプ3・4号修理(2基)	800,000
	プール	プールサイドインターロック	197,400
	プール	流水用(No.2)ろ過装置	798,000
	プール	流水プール階段補修工事	1,575,000
H20	その他	高圧気中開閉器・高圧地絡継電器取替	399,000
	プール	ろ過装置(25m・流水・子供用)修理	260,400
	プール	塩素滅菌器の取替工事	446,250
	テニスコート	テント張替	341,250
	冒険広場北側	トイレフラッシュバルブ取替え及び洗浄	53,130
	運動場横	屋外男子トイレ詰まり	82,509
	運動場前	地中水道配管バルブ取替	152,250
H21	管理事務所	身障者トイレ洋式便器取替	226,800
	プール	屋外男子トイレバルブ取替	165,165
	プール	スライダーポンプ修繕	168,630
	プール	スライダーAレーン滑走面補修	79,800
	プール	塩素滅菌器取替	845,250
	プール	塩素滅菌器二次側計装工事	57,750
	プール	機械室内 操作盤部品取替交換	89,250
	プール	放送用スピーカー取替	81,900
H22	テニスコート	テント鉄骨補修	408,450
	プール	ポンプ修理	81,900
	プール	流水(No.1)ろ過装置 電動五方弁取替	941,850
	プール	塩素滅菌器取付	91,350
	プール	スピーカー取替	98,700
	プール	ポンプ盤修繕、制御リレー取替	51,324
	プール	スライダー階段手摺補修	70,875
	プール	機械室 漏電遮断機等取替	367,500
H23	プール	スライダー階段手摺修繕	403,200
	プール	スライダーポンプ修繕	210,000
	テニスコート	テニスコート鉄パイプ除去	26,250
	プール	25mプール排水口修繕	36,750
	プール	機械室排水ポンプ取替	77,700
	管理事務所	事務室エアコン取替	328,650
	プール	更衣室スピーカー	27,300
	プール	避雷設備接地抵抗	35,700
	プール	流水ろ過ポンプ分解整備および自動エア抜き	349,650
	プール	流水用起流ポンプ分解整備	541,800
	プール	プール内蛇口交換	89,250
	プール	更衣室男子シャワー修繕	25,410

H 2 3	テニスコート	給水管設置、止水弁交換工事	138,600
	運動場	止水弁交換	56,700
	冒険広場	遊具修繕	1,312,500
H 2 4	プール	スライダーポンプ修繕	294,000
	プール	ポンプモーター分解整備	285,600
	プール	放送用スピーカー取替	38,850
	プール	屋外トイレ電灯増設	35,700
	プール	スライダー滑走面整備	105,000
	プール	カセットプレート交換	252,000
	プール	流水用起流ポンプ分解整備	541,800
	プール	流水用ろ過自動エア抜き	11,550
	プール	非常ベル表示灯	13,702
	テニスコート	テニスコートネット白帯取替及び整備	193,165
	運動場・冒険広場	トイレ修繕	80,220
	運動場	グレーチング取替え	147,000
	管理事務所	エアコン更新	236,880
	その他	健康器具撤去	21,000
	プール	スライダー電気カバー取替	21,000
	プール	給水設備修繕	10,098,900
	冒険広場	遊具修繕	7,848,750
その他	四阿設置	8,472,450	
H 2 5	プール	スライダー鉄骨階段修繕	6,096,300
	プール	プール仕切弁取替	195,000
	運動場(横)	トイレ、サッカーゴール修繕	97,251
	プール	幼児プール塗装	863,100
	プール	各ろ過ポンプ分解整備	88,200
	プール	スライダーポンプ分解整備	224,700
	プール	スライダーポンプ吸込み管補修	338,100
	プール	屋外プールトイレ修繕	108,308
	プール	ろ過装置修繕	113,400
	プール	接地抵抗(アース工事)4か所	73,500
	プール	券売機修繕	207,900
	プール	25mプールバルブ取替工事	34,545
	運動場横	トイレ照明設置工事	299,250
	管理事務所	自販機用コンセント取替工事	33,810
H 2 6	プール	スライダー修繕工事	8,857,800
	プール	高圧受電設備機器更新	127,116
	プール	男女更衣室壁掛扇設置	145,800
	管理事務所	事務室エアコン取替	298,080
	プール	スライダー遠隔操作盤修理	78,840
	プール	アンテナ修繕	19,440
	プール	床面塗装工事	278,964
	プール	プールテント支柱修繕	34,560
	運動場	サッカーゴール補強修繕	26,784
プール	ポンプ修繕	779,760	

H 2 6	プール	券売機修理	48,600
	プール	トイレ、止水弁修繕	83,916
	プール	ろ過装置修繕	77,760
	プール	監視員室エアコン更新	123,120
	管理事務所前	水銀燈タイマースイッチ交換	16,200
	運動場	バックネット修繕工事	54,597,240
	プール	流水プール修繕工事	12,292,560
	運動場横	トイレ修繕工事	10,819,440
	プール	プールサイド修繕工事	42,917,040
H 2 7	プール	プールテント修繕	66,204
	運動場横	トイレ止水弁修繕	137,700
	プール	クジラ橋修繕	216,000
	プール	売店エアコン更新	156,384
	プール	各ろ過機関連改修	396,360
	プール	スライダーポンプ分解整備	330,480
	プール	スライダーポンプ吸込み配管改修	365,040
	プール	スライダーポンプ設備吐出バルブ取替	333,720
	プール	ろ過機部品取替	54,000
	プール	券売機点検整備	37,800
	運動場横	トイレ（ウォッシュレット修繕）	13,986
	プール	屋外トイレ修繕	5,616,000
H 2 8	駐車場	グリーンベルト、駐車場ライン塗装	80,245
	テニスコート	ライン張替、整備	118,800
	プール	プールテント張替	69,012
	プール	ベビープール底面塗装	63,616
	運動場	外部コンセントボックス移設工事	28,620
	プール	外部コンセント取付	24,840
	プール	外部防犯カメラ	140,400
	プール	水栓設置工事（スライダー上）	11,742
	プール	起流ポンプ用モーター取替工事	763,560
	プール	スライダーポンプ（N02）吸込配管 改修工事	365,040
	プール	ろ過機部品取替	59,400
	プール	スライダー塗装劣化補修工事	30,240
	プール	プールサイド修繕工事	129,600
	プール	スライダーポンプ盤スイッチ取替	21,600
	プール	券売機点検整備費用	61,560
	その他	受変電設備修繕	1,169,640
	プール	ろ過ポンプ他更新工事	17,068,320

第二浄化センタースポーツ広場 施設診断書

項目	部位	診断	対応
プール	スライダー構造部	鉄骨部に発錆があります。	ケレン、補修塗装が必要です。
	集毛機	次亜鉛による腐食、発錆が見られます。	集毛機4台の更新が必要です。
	減菌装置	次亜塩タンク（1 m <sup>3</sup> タンク）が腐食による液漏れで使用不能になっています。	仮タンク設置により対応中です。タンク設置が必要です。
	日よけテント	劣化があり、鉄骨部に腐食が見られます。	テントシートは3～5年毎に張替が必要です。 ケレン、補修塗装が必要です。
	不明	プールの止水弁を開栓すると、1日3～5 m <sup>3</sup> 水漏れします。	原因不明で、どこで漏れているかわかりません。
テニスコート	日よけテント	鉄骨部に腐食が見られます。	取替が必要です。
	コート	平成29年度にクレークコートからオムニコートに改修予定です。	オムニコート整備用品の購入が必要です。
運動場	グラウンド	凹凸があります。	土の入れなど、定期的な整備が必要です。
	側溝	蓋が発錆・破損しています。砂が堆積しています。	蓋の取り替えが必要です。
その他	受電キュービクル	標準耐用年数を超過している機器があります。	計画的な更新が必要です。
	健康器具	劣化しています。	取替が必要です。
管理棟	建屋	受付の部屋に雨の吹きぶりによる雨漏りが発生するなど屋根の劣化があります。	屋根の防水補修が必要です。